

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年1月27日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階 B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから1月27日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、質問をお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

私はてっきり今週のトピックスで取り上げられるんじゃないかと思っていた柏崎刈羽の問題をちょっとお伺いしたいんですが、去年の9月末に柏崎刈羽原発で、東京電力の社員がほかの人間のIDを使って中操に入り込むということが発生したようなんですが、これについての委員長の受け止めをお願いします。

○更田委員長 まずですね、事案というか起きたということの報告は受けております。その中身については、セキュリティに係るものなのでなかなかお話ししにくいところがあるんです。

概要については、東京電力のほうから既に公開をされているようですけども、事案が起きて直ちに、翌日ですか、原子力規制庁が報告を受けています。

中身についてお話しできないので、受け止めもお話ししにくいところですけども、ただ、現在規制庁の担当部門で、事案の影響度であるとか深刻さ、そういったものを評価をしているところですし、いずれにせよ、東京電力に対しては厳正に対処していくことになるだろうというふうに考えています。

○記者 公表しなかった理由について、東京電力は核物質防護上の問題だと当初は説明したり、その後は模倣犯が出ることを避けるためだとか、二転三転の説明を繰り返しているんですけども、こういう説明の仕方については、委員長、どのようにお考えですか。

○更田委員長 確かに、これは東京電力にとっても核セキュリティ事案なので、公表の仕方等について、難しさがあるだろうというのは理解はできるんですけども、公表であるとか公表については、これは飽くまで事業者が考えることですね。私たちは核セキュリティ事案であるということの一言だけをもって公表を禁じているわけではありませんので、それを概要としてお伝えするというのは、これは事業者の判断であろうと思います。

○記者 私からは最後にしますけども、ただ、発生して即、規制庁のほうに東京電力は少

なくとも報告したと言っているんですが、これがこれまでやっぱり表面化しなかったことは、東電だけではなく規制庁に対しても、やはり不信感、不信の目が向けられるのではないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

- 更田委員長 東京電力に対するものを、規制当局として東京電力に対する接し方の問題と、私はそれとは別に、規制庁の対処については別途考えを持っています。というのは、聞かれてもいないのに答えるのは何ですけど、事案が起きてすぐに原子力規制庁は報告を受けている。規制庁内では幹部まで報告がいつているけれども、私が聞いたのは先週の火曜日です。どうも報道が出そうだからというのがその理由でした。委員は、昨日の非公開の臨時会議の中で、委員5人そろってという形では説明を受けています。

なぜそういう進め方になったかと言うと、規制庁としては、すぐに規制委員会に報告するような事案ではなくて、四半期報告の中で、原子力規制検査は四半期ごとに報告を行いますので、四半期ごとの報告の中で伝えればいだろうというふうに判断をしていた。その判断が正しかったかどうかというのは、事案についての検討も進めているところですので、これからの議論になると思いますが、率直に言えば、これはちょっとすぐに聞かせてもらってよかったなというふうに、私自身は思いましたし、昨日の委員会の中でも、1名の委員から、こういった事案については速やかに報告をしてほしいという意見がありました。

セキュリティ事案だから何でもかんでも公表しないという姿勢が正しいのかということ、決してそういうことはないだろうと思います。ただ、であるからこそ、その裁量といえますか、事務局の裁量に委ねるのはちょっと、担当課にしてみれば荷が重過ぎるだろうと思いますので、であるからこそ、幹部ないし委員会に報告をして、概要だけでも公開するべきではないかというような判断は、それこそ長官、次長のレベルで行うか、あるいは委員会のレベルで行ってもよかったのではないかと考えています。

原子力規制検査を運用してから、こういった事例というのは初めて、こういったレベルの事例というのは初めてですので、今回の事案から、原子力規制委員会、規制庁としても学ばなければならないことがあるだろうと思っています。

これとは別に、東京電力に対しては、これは東京電力にとっても新しい制度のもとで初めての事案だったので、東京電力自身も公表等について迷ったでしょうし、ことに安全ではなくてセキュリティ側の話だったので、概要の公表にちゅうちょするということがあっても、これはちゅうちょしたんだろうなというふうには思います。

ルール化するとか、ある線を引いて一定以上の事案についてというようなことは、セキュリティ事案ではかなり難しいだろうと思っています。ですから、一つ一つのケースにおいて判断していくしかないだろうというふうに思います。

- 記者 本当に最後にしますけど、私、これがセキュリティ事案だというのはとても疑問に思っていて、人のIDを使って中操に入るとするのは、別にセキュリティでは、セキュリティといえればセキュリティなのかもしれないけど、要するにそんなに高度な話

ではなくて、きちんと制度を運用すれば防げるような簡単な話なのを、要するに安全文化とかが抜かっている、こういうことが起きただけの話で、核セキュリティというのはちょっと違うと思いますが、その辺いかがお考えですか。

- 更田委員長 既に公表されている概要の限りにおいては、ヨシノさんの言っているとおりだと思います。つまり、この程度の概要だったら最初から公表できるだろうと私も思います。

ただし、公表されているもの以外に、詳細にどうであったのかという話なんです。その部分は、やはり出入り管理に係る脆弱性を明らかにすることになるし、今以上の詳細について触れることができないのは、セキュリティ事案であるからだろうというふうに思います。

ただ、繰り返しますけど、既に公表されている概要の限りにおいては、これがセキュリティ事案であるから秘匿しなければならないというものには当たらないというふうに思っています。

- 記者 ありがとうございます。

- 司会 先ほど3名挙げられていましたが、まずオオヤマさんで、その後カワサキさんで、フジオカさんの順でいかせていただければと。

では、オオヤマさん、お願いします。

- 記者 読売新聞のオオヤマと申します。よろしくお願いします。

やはり同じ問題についてなんですけども、基本的な核セキュリティの基本として、本人確認というのは物すごく根本的なところで、一番基本中の基本だと思うんですけども、その点、まずは委員長の研究などで、核物質といいますか、そういった分野で関わってきたものの身として、他人の ID でそういった防護域ですとか、立ち入るということについて、そういったことはこれまで経験、聞いたことですか、そういったことはありますでしょうか。

- 更田委員長 例えば勤務のために入らなきゃならないんだけど、自分の ID が見つからないという事例というのは、自分自身としては恐らく経験ないけれども、身の回りで起きることです。そのときに正しい措置というのは、ID が見つからないんだって、そのセキュリティの担当に伝えて、警備員の方でもいいですし、ただ自分は中へ入らなきゃならない。

まずしなきゃならないのは、見つからない ID が誰かに渡っているかもしれないので、その ID を無効化しないしてもらわなきゃいけない。それから、もし本当に入る必要があるんだらば、その場で確認を受けて入るということは、それは施設の重要度であるとか本人の業務の重要性によりますけれども、その場でセキュリティの責任者が判断をするということはあると思います。

例えば、その場での確認で間違いがないということであつたらば、そしてふだんそこに

入る資格を持っている人であったらば、セキュリティの担当者の責任において、IDの再発行なり仮IDを発出するという事はある。

ただ、この人のIDを借りたというのはちょっと聞いたことがないですね。本当に聞いたことがなくて、見つからなければとにかく見つからないって申し出れば、対処もできることですから、しかも無断借用でしょうから、ちょっと事例としては聞いたことがないですね。

○記者 原子力規制委員会としては、核セキュリティに関していろいろと改善を進めてきて、例えば個人の信頼性の確認の制度ですとか、いろいろ改善を進めてきて対処していると思うんですけど、日本では内部脅威に対する対策が弱いと言われてはいますが、やはり規制側でも何か今後対応していかなくちゃいけないですとか、若しくは今は日本の実態として、核セキュリティ、不十分な点があるですとか、そういったことはお感じになりますでしょうか。

○更田委員長 今回の事例の場合は、もともと当該区域に入る資格を持っていた人が、当人のIDを紛失して借りたという事例なので、資格のなかった人が不正に入ったというわけではないんですけども、ただ紛失したIDの無効化をすぐに行ったわけではありませんし、それから多重の確認システムというのはありますけれども、それについても運用の確からしさとか、吟味しなくちゃならないところがあるのは事実です。

また、この事案から直接具体的に導かれる教訓というよりは、むしろ、こういった原子力施設で働く人のセキュリティに関する教育といいますか、意識の問題ですね。だから、東京電力の核セキュリティ教育が果たしてどうだったんだという話には当然なるだろうと思いますし、停止中ですから、当該区域に入る要員の資質ですとか資格等が運転を前提とする場合とは異なるのかもしれないけど、そんなことは言い訳にならない話であって、IDが見つからなければ、見つからないというのが正しい対処だということすら浮かばなかったんだとすると、これはやっぱり教育の問題は深刻だろうと思います。

じゃあ、東京電力に対してじゃなくて一般には、国の核セキュリティと。ちょっと聞いたことのないような事例でもあるんですけども、よくよく考えなければいけないですね。やはり、一つの事例が制度全体ですとかシステム全体の信頼に対して大きな疑問を投げかけてしまう結果になるわけですから、規制委員会としても、これは重く受け止めたと思いますし、また東京電力に対しても、そしてそこから得られる教訓については全事業者に対してですが、厳しい対処が迫られるというふうに思います。

○記者 これも業界側の話になるかも、事業者側の話になるかもしれませんが、こういった事案の共有ですとか、得られる教訓などの普及など、そういったことについてはいかがでしょうか。

○更田委員長 そうですね。個別の事業者に、自社で起きたこういった事案の展開を図るような判断をするのって、なかなか難しいかもしれないです。それも含めて、やっぱり少し、我々自身も含めて勉強というか、検討しなくちゃいけないというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、カワサキさん、お願いします。

○記者 日本テレビ、カワサキです。よろしくお願いします。

今日の議題でもあった第一原発事故分析の中間取りまとめに関してお話を聞かせてください。

手前味噌な質問で申し訳ないんですけども、超解像処理をさせていただきました。この映像を見て、まず委員長、どういう率直な感想をお持ちだったでしょうか。そこからお話を聞かせてください。

○更田委員長 まず、映像に関しては幾つかのことを申し上げたいと思います。

委員会でも申し上げましたけども、民間のメディアが国の調査とはいえ、国の活動に協力する上にあっては、様々な葛藤があっただろうと思いますけども、福島中央テレビ、それから日本テレビ放送網、どちらもその葛藤の中でよくぞ決断をしていただいたと思って、感謝をしています。

映像自身は、福島中央テレビの映像自身についてはかつてから何度か見る機会のあるものですが、やはり遠くから撮られているので、この映像から分析してどれだけのことが得られるかということに関して、当初不安は持っていたのは事実です。

その後、日本テレビ放送網のほうで高解像度化をしていただいて、当初思っていたよりは物が言えるところまで、そういった知見になったんだというふうに思います。

一方で、限界があることも事実ですけれども、爆発現象の段階説であるとか、それから火炎の色であるとか、そういったのは、今、高解像度化された画像を見ることができるようになってからまだそんなに長い時間がたっているわけではないんですけども、ですからまだ、これからまだまだ検討の材料として使える余地は残っていると思いますけども、広い方に、多くの専門家に、火炎の色であるとか、火炎面の進展であるとかについて情報を与えることができたということは、私たちの分析だけではなくて、画像自身が価値を持っていると思います。

それから、やはり各号機における爆発についてですけど、まだ確定的なことが言えるところまで至っているわけではありませんけれども、オペフロ上での爆発、といっても号機ごとの構造の違いが現象に与えている可能性等について議論できるようになったということは、大変価値のあることだというふうに思っています。

○記者 今の例えば爆発の話でいいますと、4階でも爆発が起きたという状況が今回分かりました。今現在、電力事業者が再稼働に向けて5階のオペフロに例えば水素吸着装置とかをつけている現状があると思うんですけども、こういう対策、今後の対策という部分において、見直しの必要とかそういう部分が、その辺りはどうお感じになっていますか。

○更田委員長 調査分析と、それからこれを規制に反映させるべき知見かどうかという判

断をしていくというのは、別のプロセスになりますので、分析結果がまとまった時点で、今度はその分析結果に規制に反映すべきところがあるかどうか、今おっしゃったような点についてもですけど、これは技術情報検討会なり公開の席で、規制庁の公開の席でまず議論して、更に委員会で議論していくことだろうというふうに思います。

特に水素対策について言うと、おっしゃるとおり、PAR という静的な触媒を使った水素を消費する装置ですけども、ちょっとまだ4階ですか、オペフロ以下についてどうするかというのは、PAR がベストな対策かどうかも含めて検討する必要があるだろうというふうに思いますし、それから着火源の議論であるとか、それから各階における濃度の議論、つかもうとしているのは水素の発生量を桁でもつかみたいと思っているんですけども、なかなか簡単ではないところがあるんですね。

ですから、そういった水素対策等も含めてですけれども、今回の調査結果をどう規制に反映していくかというのは、これは調査チームとは別に、別の流れで規制庁、規制委員会の一つの仕事だろうというふうに思います。

○記者 すみません、もう一つ。今言われました規制側の話は分かりました。今度、事業者側の受け止めも含めてですけども、今回こういう新しいものが、新たなことが出てきた中で、電力会社の姿勢というのはどうあるべきだと思いますか。

○更田委員長 これは東京電力に対してだけではないんですけども、調査分析をしてみて、今後原子力の利用を進めたいと考えているのであれば、東京電力福島第一原子力発電所事故については、電力事業者は、少なくとも電力事業者は血眼になってそこから教訓を学ぼうとしていていいはずですね。それでこそ、ある種、これは規制当局が言うべきことではないかもしれないけど、それでこそ信頼が得られるんだらうというふうに思います。

いざやってみると、10年近く待たなくてもできたはずのことも抜けているものがあるって、またやり取りをしていると、かねてより疑問だったんですけどというようなものが幾つもあるって、東京電力はもちろんですし、それから各社の経営層とお目にかかる際にも何度か言っていましたけども、電力各社は、もっと東電 1F 事故から何かをつかもうというところは事業者自身に持ってもらいたいというふうに思っています。

それぞれのプラントの再稼働であるとか、それぞれの事業者が抱える問題で手が塞がっているということなんだろうと思いますけど、例えば地震、1F 事故のもともとの引き金、地震津波といった自然ハザードにしてもそうですけど、震源を特定せずの議論の中でもありましたけど、1F 事故を招いたものは実際何であったのかということについても含めて、事業者各社はもっと血眼になっていいというふうには率直に思います。

○記者 すみません、最後にします。映像とは別に、5階のシールドプラグのところにとんでもない高線量のものが出ました。今後の廃炉の工程に関して、影響というのはどのようにお考えですか。

○更田委員長 これは今、規制庁に加わっていただいている平山先生の測定がきっかけな

んですけれども、その後、規制庁のメンバーも更にその検証等を行って、最初聞いたときにはとにかくびっくりした。更に確認してみると、正確な量がそこでつかめているわけではないけど、どうもこれぐらいのオーダーのものはシールドプラグの辺りにいそうだと。それはまず、規制というよりは、おっしゃるように廃炉作業に与えるインパクトは非常に大きいだろうと思います。

どう対処するかというのは、東京電力並びに NDF がこれから議論して検討していくことだろうと思いますけども、あれだけ高い位置に、高線量の、ほとんど燃料デブリと言っていいようなものがあるということは、今後の廃炉作業に対するインパクトは極めて大きいと思いますね。そもそも遮蔽の取り方一つでも非常に難しいですし、完全遠隔でできるかどうかというのも、なかなか簡単ではないだろうというふうに思います。

遮蔽という点では、水没させることができればですけども、現在の計画ではそういった計画ではないようですので、戦術ではなくて戦略にインパクトを与えるような結果だというふうに思っています。

○記者 今のインパクトが大きいというのは、廃炉に対して例えば5年、10年、更に遅れるというぐらいに捉えてよろしいでしょうか。

○更田委員長 時間に関しては、これまでも申し上げていますが、1Fの廃炉に関して、もちろんロードマップ等は示されてはいますが、まだ時間についての見通しを申し上げられるような段階に至っているとは、私は思っていません。

○司会 それでは、フジオカさん、お願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

同じく報告書(案)について伺いたいですけれども、今回、中間という位置づけで取りまとめられていて、今後も結びの部分に、これからも調査・検証を続けることの重要性に言及されていると思うんですが、今後、調査・分析等を継続していくに当たって、どのようなところを調べ残しといいますか、調べていかなければいけないというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 調べ残しは幾つもあると思います、まだ。今回の活動を再開させたのも、アクセス性が以前よりはましになったので、入れるところが増えてきたのでというのが一つのきっかけなんですけども、今後、廃炉作業が進めば、より入っていけるようになることが期待されます。飛躍的にはなかなか難しいですけど。

それから、この一年かけてきたようなリソースをもって、ずっと分析を進めていくことは、恐らく規制庁にとって厳しいだろうと思っておりますけども、一方で、まだ調べてみたいこと、解析をしてみたいことというのは幾つもありますので、進み具合はややスローダウンするかもしれないけれども、この調査分析というのは続けていこうというふうに、少なくとも私は考えています。

具体的に何かというと、今回の報告書でもそうですけど、多くのところというのはま

だ仮説であったり、こう考えると説明がつくというものであるんですけど、こう考えると説明がつくということは、別にこうが正しいというわけじゃないんですよ。幾つものそういったものがあるうちのひとつであるということは少なくとも証明される。であるので、環境中に出ていくパスであるとか、それから FP の分布であるとかいうものの精度はまだまだ高めていけるでしょうし、先ほどカワサキさんからのお尋ねにあった、シールドプラグ裏のものについても、これから計測を重ねることができれば、もう少しどれくらいがあるのかということは分かってくるだろうと。これは廃炉との関連で、東電が必死になってやらなければならないことで、これは分析から離れても進むかもしれない。

それから、格納容器周りのリークパスについて、更に情報が得られるようになるのではないかというふうには期待しています。解析もまだまだ、いろいろな解析に取り組むということは可能だろうと思います。

- 記者 もう一つ関連してなんですかけれども、例えばベントガスが SGTS を通じて逆流していたというような振る舞いなども分かってきたとは思いますが、ただ、既に規制基準で対策がとれている部分かとも思っています。

でも確かに、こうした、いわば盲点のような見落としみたいなものはないのかということを探していくことが重要だということだと思いたんですけども、この検討会に関わってこられた委員長としては、どのようにお考えでしょうか。

- 更田委員長 逆流そのものについては、逆流して入ってきた側について見ると、SGTS のフィルタの線量を、これは事故からそれほど時間がたたない段階ですけど、東電が測ったら外側から高くなっていたということで、逆流があったらしいということはその時点で把握されていた。ここから得られる教訓は、ベントラインを共有してはいけないよと。1号機、2号機というのは分かれてなきやいけないので。

例えば煙突は共有していたっていいかもしれないけれど、煙突の上までベントラインが分かれていれば、SGTS ラインが分かれていれば、それは気体の流れとしては共有していることにならないので、逆流のようなことは起きないけれども、AM 対策が取られた時点でもそうですけど、当初から SGTS のラインというのはベントラインとして使うのであれば、スタックの上までいっていても自然に考えるのが自然なわけですけども、1・2号機に関して、スタックの底部に突っ込んであるという形であったと。今回ののは、それに対してまだまだ粗いけれども、逆流の程度等について、定量的な検討ができるようになったということが、一つの成果ではあるだろうとは思っています。

それから、火災対策、爆発対策を考える上で、水素以外の可燃物はどうなんだというのは一つの投げかけであろうというふうに思います。

- 記者 分かりました。

一旦、事故報告書から少し離れるんですけども、東電の柏崎刈羽 7号機についてなんですが、東電は安全対策の工事が終わったとしていたんですけども、一部の工事が終わっていないことが検査で見つかったという話があるようなんですけども、規制委員

会として何か情報に触れていることはありますか。

- 更田委員長 検査で見つかったというのは、規制庁の検査ですか。
- 記者 と伺っています。
- 更田委員長 それはまだ聞いていないですね。

- 司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ヒロエさん、お願いします。

- 記者 共同通信のヒロエです。

先々週の定例会合であった人材育成について伺いたいんですけど、1F事故後に原子力の業界に入る学生の数って、少ないというふうに、減ってきていると言われてはいますが、規制当局は人材獲得とか育成の状況というのは、今どういう状況なんですか。

- 更田委員長 極めて率直に答えると、厳しいです。特に新卒の方、学校を出て入られる方に関して言えば、なかなか厳しいのが実際のところですよ。

それから、中途採用で経験のある方の採用について、あるいは自衛隊であるとかそういったところのベテランの方に関して、セキュリティであるとかいろいろな分野で活躍していただくということは、大変助かっていますけれども、それでもその一般論で言うと、これは人材育成というよりはむしろ人材の獲得ですけども、新卒の方の採用に関しては、苦戦しているというのが正直なところですよ。

- 記者 事故後から比べてだんだんと減ってきているような状況なのか、がくんと下がっているような、どういう状況なんですか。その背景は何があるというふうに考えていらっしゃいますか。

- 更田委員長 ある意味、ずっと苦戦しているといえずっと苦戦していると思います。

ただ、その中でも非常に意欲のある、そういった状況であるからこそ、逆に原子力規制委員会、規制庁を選んでくれた人たちは、高い意欲を持って非常に熱心にやってくれているというふうに受け止めています。

じゃあ、数という意味で苦戦しているという点の背景としては、それは当然、東京電力福島第一原子力発電所事故ということもあるでしょうし、それから、自分の若い頃に照らして考えれば、技術としてそれをどう面白いと感じるか、感じないかだろうと思います。

技術的に、科学的には面白いと思う部分は、技術系の学生さんにとってはたくさんあると思っていますけれども、一方で、これから実現するような技術のほうにという指向性が学生さんの間であるというのは、当然のことだろうと思いますので。

ただ、科学として、技術として面白い種はいっぱいあるので、是非規制庁に来ていただきたいというふうに思うんですけども、なかなか難しいですね。

- 記者 今後どういう人材が原子力規制に必要かという質問なんですけども、事故後にな

ったら廃止措置の原子力が増えたり、昨年は再処理工場が合格して、そういったところの監視の目が必要になってくるのかなと思ったりはしたんですけど、今後 10 年とかはどのような人材が必要なんですか。

- 更田委員長 学校で、大学や大学院で、廃炉や廃止措置や核燃料サイクル施設をやっているかどうかということは、経験とか教育で得たということに関しては一定の価値はあるんだろうと思いますけれども、むしろ分野がどうであるかというよりも、基礎的な理解、物理や科学や数学に対する基礎的な力を持っているということが、一番、二番目かな。二番目に大事で、一番大事なことは、技術的なこと、科学的な議論に対して、自らの意見を発信できる方向を持った人に来てもらいたいと思っていますし、私たちはそれを必要としています。

規制委員会は、発足以来、上司の顔色を見て黙り込むんじゃないと、とにかく一年目だろうが二年目だろうが、思ったこと、疑問に思ったこと、おかしいと思ったことは、声を出す権利があるんじゃないかと、義務があるんだと。審査会合でもそうですけど、ここがおかしいなと思って黙っているのは罪なんだ。横でしゃべっている上司の言うことがおかしいと思ったら、おかしいという義務があるんだと。これをずっと言っています。

逆に、そういった発信や若いころから、自らの意見を行政であるとか規制であるとかといったものに反映させたいという意欲のある人に対しては向いた職場になるように努めています。

ですから、どういう人に来てもらいたいと言ったら自分の考えや自分の理解を実際の仕事に反映させたいと強く思っている個人に来てもらいたいというふうに思っています。

- 記者 ありがとうございます

- 司会 ほかに御質問ございますか。

イナジマさん。

- 記者 ブルームバーグニュースのイナジマと申します。

震災から少しちょっと気が早いかもしれませんが、この 3 月に 10 年を迎えるということで、ちょっと総括的なお話を伺いたいですけれども、何年にも及ぶ安全審査を経ても再稼働のめどが立っていない原発も今あると思うのですが、そういったその審査が長期化している背景について、どのように分析されていらっしゃるかという御所見と電力会社と規制側のそれぞれで、その辺でも状況を改善するために何か、それぞれ改善すべき点があるというふうにお考えでしたら、そちらについても教えてください。

- 更田委員長 まず、その審査に時間がかかっている点については、各サイトごとに異なる自然条件をどう評価するかというところを一つ一つ丁寧に見ている。また、申請者との間で共通理解が生まれるまで議論を重ねているというところにあるというふうに思

っています。

それから、プラント側での議論に比べるとはるかに自然ハザード側というのは、このイテレーションの議論のやり取りの往復にもものすごく時間がかかる。例えば、規制側がここについて知りたいって言ったときに、それがボーリング調査やトレンチ掘らなきゃならないようなものだとする、次に事業者の説明に来るのって、1年後になっちゃうのですね。

ですから、事業者の最初に出てきた申請を鵜呑みにしない限り、地震ですとか津波ですとか、その他の自然現象に係る自然ハザードに係る議論というのはどうしても時間がかかる。

じゃあ、更にそれでも長期化している理由と考えると、規制庁側は全申請に対して、一律に資源を、十分な資源を投入することができるような陣容ではないので、やっぱり順番にやっているというところがあります。

それから事業者側は、苦言を申し上げるとすると、自ら考えて立証を固める資料をどんどん持ってくる事業者もいれば、指摘されたことに答えるだけに終始して、言われないうり新しいロジックなり、新しい調査結果を持ってこない事業者もいる。これは理由を挙げるとも本当にたくさんありますけれども、事業者だけの責任というつもりはありませんし、規制委員会、規制庁側も資源に限界があるのは事実ですし。

それから、安全上の観点から優先順位を考えなきゃならないこともあるので、様々な理由があるというふうに思っています。

○記者 そういった厳しい審査基準に見合うとして再稼働した原発についても、司法の判断で停止をさせられたりとか、再稼働してまた停止というのが繰り返されてきた過去10年だったかと思うのですけれども、都度都度のごとに委員長の方からもこちらについて受け止めというのは示されているというふうに思うのですけれども、改めてそういった規制当局としての安全の基準を満たしているというふうに判断したものが何度となく、司法の判断で覆されているということに対する受け止めというか、気持ちのほうがあれば教えてください。

○更田委員長 それは規制を行う上で、私たちの判断そのものが司法の場で問われたときには説明をしていきますし、私たちが実際に行っていることについて説明を重ねていきます。

ただ、発電所が動く、動かないは、これはもう私たちの手を離れた話であって、またさらに、発電所を動かす、動かさないは私たちの判断でも、意図でも、意志でもないのです。それは政策側の議論であって、原子炉力発電を利用するか、原子力を利用するかどうかというのは、これは推進側の議論であって、私たちは飽くまで動かしたいと考えているところが申請してきたものを動かすに値するだけの安全性を備えているかということについて確認をして、そして最低限の安全対策なり、安全の確保ができていないということについて許可を与えたり、認可を与えています。

ただ許可を与えたものが動くか動かないかは、これは私たちに関係のないことです。

○記者 こちらについても過去、運転期間の延長を規制委のほうで認められたときに何度か御所見のほうをお話されたと記録するんですけども、米国で原発の80年運転というのを認める動きがありますけれども、改めて、こういった日本の基準からするとかなり超長期の運転になりますけれども、その安全面でこういった懸念があるというふうに見てらっしゃるかということと、少し言い換える形になると思うのですけれども、その技術的、科学的な観点から見た場合に、その原発の運転期間というものには、一定程度の限度があるべきものなのかという、少しそもそも論にもなりますけれども、そこについても御所見をお伺いできますでしょうか。

○更田委員長 まず前段の米国での80年について言えば、様々な事情の違いと言いますか、条件の違いがある。地震のある国とない国と。これは、あるなしじゃなくて、程度の違いなのでしょうけど、置かれている状況も違いますし、それから炉形の違いもあるでしょうし。ですので、一概に言えないところがあると思っています。

ただ、じゃあ二つ目のお尋ねで寿命に限界があるかということ、圧力容器の上蓋であるとか、PWRで言えばSGであるとか、交換可能なものはどんどん更新されていくということ、これを前提とした場合でも、対処のしようのないのが設計の古さであって、こればかりは大きく変わらない。これは米国でも延々と議論された話ではあるのですが、既設炉に対して様々な手を加えて、安全性を高めようとするくらいだったら、別に建てたほうが安上がりというような事例は、これは米国でも議論されたのですよね。

じゃあ、なぜ、そちらのほうを取らないかということ、新しく建てることできないからって、そういうことだったのですけども、これは既に発言してきたことなんですけども、最大60年というのは、技術の進展、新しい炉形の提案等々があることを踏まえて考えると、ほぼほぼ妥当なところなのではないかなというふうに思っています。

これは規制委員会が決めた年数ではありませんけれども、米国がたまたま80年と言っていますけれども、国際的な各国のプラクティス、それから全く期限を定めていない国もあります。10年毎の更新というやり方をして、全く期限を定めてない国もありますけれども、私たちは現行制度のもとで法律に従って厳正な規制をしていくという姿勢ですけれども。

それでちょっと戻りますけど、原子炉そのものに対して、寿命の限界はあるかということ、これは炉形ごとに何とも言えないですね。発電所ではありませんけど、研究炉みたいなものだったら、それこそ100年だって120年だって平気というのはあるだろうと思います。

○司会 ほかの御質問ですけれど、先ほど手を挙げられた、ユイさん、ツカモトさんとワライさん、マツヌマさん、この順番で次、行かせていただければと思います。

じゃあ、ユイさんお願いします。

○記者 新潟日報のユイです。よろしくお願いいたします。

柏崎刈羽の話に戻ってしまうのですが、今後の対応についてなのですが、セキュリティ事案とはいえ、やはり地元としては原因ですとか、再発防止策についてはなるべく詳しく知りたいと思っているのですが、その調査結果の公表について、どのように行う考えでしょうか。

○更田委員長 そうですね。これは詳しくというは、私も中身を聞いてから8日目なのですが、その中身をどこまでその最終的に公表できるのかというのは、正直今の時点で感触を持っていません。ですから、これは十分検討してもらう必要があるだろうと思っています。

それから、その事案の影響であるとか、深刻さ、そこから学ぶ教訓であるといったものについては、まだまだ作業が進んでいるところでありますし、次の四半期報告の際に全てが報告できると思っていないのです。

というのは、なぜかと言うと、まずそもそも規制委員会に対して報告があるまで、今回の報道がきっかけですかね。それまで規制庁としてはすぐ、即座に規制委員会に伝えるべき事案というふうに判断していなかったわけですけど。

ただ、私たちはそれを聞いて、ちょっと私たちというとあれかな。少なくとも私はそれを聞いて、そんな簡単な話ではないということで指示もしていますし、そうすると、さらなる検討を加える必要が生じてくるでしょうし、それから、その過程で東京電力からの聴取を重ねるということもあるでしょうし、そういった意味で、ごくごく外形的な報告は、次の四半期報告の際になされると思いますけれども、ここまで、これでお知らせできることは全てですという段階に至るまでには、まだしばらく時間がかかるだろうと思っています。

○記者 そうすると、もちろんその部分、どこを公表するかは、更にその後の判断になってくる、相当時間がかかるということですね。

○更田委員長 そうですね。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、ツカモトさん、お願いします。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

事故分析検討会の話に戻ってしまうのですが、先ほどシールドプラグの汚染に関して委員長の御発言で、戦術よりも戦略に関わってくる話だ、インパクトの話だというお話があったのですが、その心はというか、戦術よりも戦略ということは、大きな方針に関わってくるというニュアンスだと思うのですが、これはデブリの全量取り出しをすべきかどうかとか、そういったレベルの議論になってくるんじゃないかと。そういうことでしょうか。

○更田委員長 そこまで考えているわけではない。全量取り出しは、これは方針であって、

目標であって、目的なので、これは変わらないと思いますけど、そこに至るまでのやり方は例えば、そもそも建屋が健全であれば、水没をさせて取っていく。水は非常に優れた遮蔽材ですので、そういったやり方が言われていたけれども、耐震性であるとか、あるいは水密性での問題があって、今言われているのは気中工法ではあるけれど。

これはNDF、東京電力が考えることで、方針を立てることではあるけれど、あれだけの線量のものがあれだけ高い位置にあるとなると、果たして気中工法が可能であるかどうかというところまで戻って、作戦を練り直す必要があるだろうという意味で申し上げました。

○記者 分かりました。

あともう一つ、ちょっと受け止めお聞きしたいなと思ったのが、この規制庁の報告に対して、東電側の見解を聞くと、取りあえず試験取り出しというのが近く控えていて、格納容器の上部のほうの議論については、まだまだ考えるタイミングないというか、今現段階で、何かの見通しを持っているわけではないという回答に終始していて、余り真剣な受け止め方というような姿勢が感じられない印象だったのですが、委員長はどう考えていますか。

○更田委員長 具体的なシールドプラグの部分に対しての取付けに関しては、まだ何も多分言えないだろうなと思います。言えないというのは、手をこまねいているというか、なかなか簡単じゃないです。あれは近寄っていけないし、遠隔でやろうとしても装置の設計開発がいるだろうし。

ですから、何かそのどうやってシールドプラグ裏のものを取りに行くのですかと言われても、東電としては想像ですけどめどは立っていませんということだと思います。

それから、消極的とおっしゃったけども、何事にしても東京電力は、NDFが何か言う前には自分たちでは言いにくいというようなのは、事情としてあるのだろうなどは感想として持っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、ワタライさんお願いします。

○記者 IWJのワタライです。中間取りまとめのことにに関して、例のSGTS配管が排気筒の上部まで管が通ってなかったというようなことがはっきりしたわけですが、それについて事業者側というか、東電の方から何か見解というのはあったのでしょうか。説明というか。

○更田委員長 いや、なかなか聞けてないですね、少なくともこの調査の中では。

いや、そうではないかというふうに思っていたのだけど、なかなか図面の提出等も受けられなくて、ようやく今回の調査が始まってはっきり分かったわけですが。

少なくとも当時の電力自主のアクシデントマネジメント、シビアアクシデント対策でも、水素のことは意識されていたわけで、それであれば、なぜ、ああいう設定になるの

かなというのは、疑問に思うところなのですが、少なくとも事業者は口が重いし、更に設計をしたのはメーカーであり、その施工する側ではないかというふうに思うのですが、どこまで当時の電力自主の AM に対して、それぞれのプレイヤーが真剣だったのかというのは、これは是非調べていきたいというか、知りたいところがあるのは事実なのです。

個人的には、当時の電力 AM というものがどうだったのかというものの検証というのには強い関心を持っています。それは原子力安全委員会に置かれた懇談会の中で、どういったアクシデントマネジメント対策が必要かというような議論はなされていて、報告書も出ていますが、そこまでが私たちが分かっているのは。

それから、保安院が電力の AM に対して、どういうふうに接してきたかというのも、当時の人たちの接し方、それでも所詮、電力の自主という形で進められていたので。

そうすると、詳細設計の段階ところまでは、当時の安全委員会はもちろん、保安院も把握はしていなかった。

ですから、どうぞ自主にお任せくださいとやってやった電力が、当時の電力と当時のメーカーがどう取り組んだのかという点は、研究というか検討というか、余地は大きいと思っています。そこから得られる教訓もあるんだろうと思っていますけど。これはなかなか口が重いというか、積極的に語っていただけるものではないのでね。これは検討会の中でも発言をしていますけども、SGTS がその一つの例に過ぎませんけども。

ただ、具体的にそれを現しているものなので、当時の AM をどう考えたのかというのは、むしろ電力事業者がこれから自らの取組を示す上で、事業者自らがそういったことを調べて、ないしは自分たちの社の中で起きたことについて語っていくというのは、語りにくいと考えるよりも、むしろ信頼を得ようとするのだったら、そういう取組の方が重要であるというふうに思います。

○記者 この問題、考えようによっては現在進行している審査、それから審査が通ったプラントについても、規制当局が期待したのと実態が違うというようなことを、そういう意味での、ちょっと全体的な信頼を揺るがしかねない、そこまで言えるかどうかは別としましても、そういうような問題をちょっと含んでいるのではないかというふうに思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 本来、施設を運用する主体が自ら考えて、自ら設計して、そして規制当局に言われるのではなくて、新たに安全のために取り組むというのは基本的にいいことのはずなのです。

ですから、自主が進むということは、自主であるから、いいとか悪いでなく、むしろ自主が正しく行われることは大変いいことだと思っていますし、規制側が強制するのではなくて事業者が自ら取り組むものというのは、本来、実態に即した質が高いものであるはずなんです。それを自主だから信用できないと思わなきゃならないというのは、非常に不幸なことであって、かつてはどうでしたということを正直に語って、そして、

それを語って初めて今、私たちの自主はこうなんですと言えるのだらうと思っています。

ですから、これは電力の経営者の方と意見交換をする機会等にも似たようなニュアンスのことを繰り返し申し上げていますが、今の自主を語るんだったら、かつての自主はどうであったのかというのを語るということは、大変事業者にとって特になることだと思ってお勧めしたいと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 では、マツヌマさん、お願いします。

○記者 赤旗のマツヌマです。

基本的には先ほどの、ワタライさんの質問と同じようなことを伺いたかったのですが、具体的には当時の意思決定というのは、なかなかどういうふうにあったのか、苦労されているような、難しい点はあると思うんですけども、何らかのアプローチの仕方がないのかという点について、もともと聞いたかったのですが、

○更田委員長 難しい。要するに本来は、本来であれば相手を信用して、そして共通理解に基づいた取組に加えて、更にその信用のおける相手が進めてくれているというふうにかんがえたいところではあるけれど、それがうまく回らないんだったら、それこそ箸の上げ下ろしに至るまで、がちがちに要求にいくよという方向に行ってしまうのか。そこは難しいところですね。でも、これはごくごく自然なことだと思うんですけど、今の信用を得たいと思うのだったら過去について正直に語るべきだと思います。

ですから、私たちは自主的な努力を進めていますという厳命に、より信頼を得るためには、これまでどうだったんだということを洗いざらい明らかにしたほうが、規制じゃなくてお勧めですけども、是非、事業者がそういうふうに取り組まれることをお勧めしたいと思います。

○記者 つまり、まずは東電等が当時のそういったところも掘り返した自主的な情報開示なりをしていただきたいというところなのでしょうか。

○更田委員長 極端な例かもしれないですけど、じゃあ本当に事業者の文化が変わったなって感じさせるようなことがあるとしたら、A電力がB電力の施設に向かって、あそこ危ないよと言うようになったら、これは少なくともA電力信用できると思いませんか。ところが横並び意識になってしまうと、A電力がA電力の施設に対してですら、新しい取組を入れてしまうと、他者に迷惑がかかるというような発言はかつてはいっぱいあったのですよ。A電力が前へ出てしまうと他電力も前へ出るという要求になってしまっただから、それはやめておけって。

私はかつて、ある電力の提案がとてもいいのでこれは規制基準化しようとする、その例があるんですけど、それに対してこの会見の席で、極めて強い抵抗感があったんだと。一社の新規提案がとてもいいことだということで、規制当局がそれを取り上げて、基準化して、全事業者に強制というようなことになると、逆に言うと新規提案を阻害するフ

ードバックがかかってしまう。

ですから、なかなかその基準化して強制するというのは簡単なものではなくて、本来あるべき姿を考えると、本当に最低水準に関して規制要求がなされて、それ以上の努力に関しては現場の提案、現場の設計で改善がなされることが望ましいわけですけれども、残念ながら A 社が B 社の施設について、こう言うと電力間ではやっているのですということのかもしれないですけども、本当の目指す姿というのはまだまだだろうし、電力だけのことは言えないのは規制当局だって、まだまだ考えていくことはあるんだろうと思っています。

どういうことかと言うと、電力の自主の AM にしても、先ほどの電力自主 AM の話にしても、当時の原子力安全委員会も、原子力安全・保安院も電力の自主とは言いながら AM に関しては一定の関心を持って見ていたわけですけども、やっぱりそこでは、きっとちゃんとやっているだろうという。

以前、規制庁の中に対して、話したことがありますけど、どうしても集団で審査ですとか。検討をやっていると、自分が分からないことがあったときに、でも、これはきっと誰かがちゃんと考えていると思いがちなところがあるんですよ。

僕はこれはとか、僕がここで何か言わなくても、きっと誰かがちゃんとやっているという、これが一般論ですけどとても恐ろしい。例えば、自分は負いきれないとか、自分は理解してないとか、自分は分かんないんだったら、少なくとも分かんないって言うだけでも、それをちゃんと全員がやってくれば、全員が分かんないでいるということがそこではっきりするので、スルーしてしまうことはないんだけど。みんなが黙っていると、お互いに他方がちゃんと考えてくれているだろうと思っていると、その対象はスルーしてしまうことになるので。

ですから、私たちの組織というのとはとにかく規制庁職員一人ひとりが分からなかったり、別の意見を持ったり、疑問を持ったら、とにかくそれを周囲に伝えるというのは、これは権利じゃなくて、義務なんだと思っています。これが実際に、私たちの組織の中でできているかといえ、まだまだこれからなんだと思っています。

○司会 ほか、御質問ございますでしょうか。今、コツボさんが挙げられていますけど、ほかはございませんか。じゃあ、お二人。コツボさん、フルサワさんで終わりにしたいと思います。

じゃあ、コツボさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のコツボです。

すみません。KK の話にもう一回だけ戻ってしまうのですが、委員長、安全・文化についても言及がありましたけれども、仮定の話で恐縮ですが、もし御存じだったら、保安規定の認可に関する審査に何か影響はあったとお考えでしょうか。

○更田委員長 今の柏崎の件で、ID の件ですか。これは保安規定というよりは、核物質防

護規定のほうであろうと思います。

それから、保安規定に関しては、保安規定の議論の中にこれはまだ検討中というか、吟味中なので正確なことは申し上げられないですけれども、まずは繰り返しになりますけど、事案の影響、深刻度について私たちの評価を、これは場合によっては東京電力からの聞き取りを更に加えることも含めて、確定をさせていくということが、まず第一歩だし、その上で、そのPP規定であるとかにかかるとか必要かどうかということになってくるのだらうと思いますけど、規定にはねるという感触は今の時点では持ってないです。

○記者 すみません。規定にはねるという意味ではなくて、この話を知っていたら、要はちゃんと安全にやります、廃炉はやり抜きますみたいなことを言っていたのに、それが信用できるかという意味でお尋ねしているのですが。

○更田委員長 これの報告を受けていたら、私もそれは実はぱっと思ったのは、その後、小早川さんに会ったよなと思ったのですよ。だから、これの報告をすぐ受けていたら、小早川さんと会ったときに、どういう言い方をするか、そのときもだいていただらうと、どういう言い方をしようかなと思って。

でも、きつとなにがしかのことは言っただらうなとは思っています。

○記者 それに関連して、要は検査の対象の方たちは御存じだったと思うのですが、例えば私が審査官だったら、それを知らずにその安全・文化の審査していたら、ばかにするなよと、やっぱり思うのではないかと思いますし、あるいはその審査官の方たちが御存じだったんだしたら、その中で、東電がやることを確認しましたと言って、後でこの話が出てきた、やっぱそれを御覧になっていた方とかというのは、知っていて、通しといて後でこの話が出てくるなんて、規制庁はどういうことだっただけでやっぱりお感じになるんじゃないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○更田委員長 それは実際問題として、これは核セキュリティ事案としての取扱いなので、規制庁の中でも情報に触れるのはごく限られたメンバーで、資格を持ったメンバーだけです。

ですから、通常の検査官であるとか、審査官がこういった情報に触れるということはありません、多くの場合。さらに、おっしゃっているのは安全・文化と、それから核セキュリティ文化という言い方をしますけども、ただ広義に考えればこういった基本姿勢に関わる事案があったということは、もう既にその概要については報道を通じてみんな知っているわけで、こういう状態であったら当然、東電との接し方が変わったかどうかというの、これは組織として示すものではなくて、個々人が感じるものがあるかもしれないです。それは個々人によるものです。

ですから、先ほどもお話しましたが、きっと東電経営層との接し方も私は変わっていたと思いますけど。

○司会 では、フルサワさん、お願いします。

○記者 電気新聞のフルサワです。

また、KKの話なのですけれども、委員長は先週火曜日にその報告を受けて、もう少し早くというようなことをおっしゃったということは、その事案の重大性について、事務局の規制庁との間で、やや認識に差があるということなのではないでしょうか。

それとも一つ、最初のほうで、概要だけでも公表するかどうかというのは事業者としての判断ではないかということだったのですけれども、一方でその核防護上の話は、再発防止策が完了するまで、公開ができないというのはあると思うのですが、今後、今回の件もそうですけど、何か情報、概要をどこまで出すかどうかみたいなことについては、その都度、規制庁なりとやり取りをして決めることになるのか。それとも、飽くまで事業者の判断で、ここまでは出していいと言って出すことになるのか。どういうふうな今後、出し方になるのですかね。

○更田委員長 二つの内のまず一つですけれども、先週火曜日19日に、私は初めてこの件についての報告を受けました。その時点で遅いとは伝えてないのですね。きっと何か首はかしげたんだけど、直接そのときには何も言ってないのです。

それから昨日、臨時会で5人がいる席で説明があったときには一人の委員からもっと早く知らせてくれという話があった。

私自身も、なるほどそうだろうなというふうには思うのは、まだその評価が定まっているわけではないけれども、その内容に照らして考えると、影響というよりは、むしろその深刻さと言いますか、核セキュリティに対する姿勢に係る部分で、様々な問題をはらんでいるので、この事案についてはもっと早く報告を受けてしかるべきだというふうに私も思います。

ですから、規制庁が委員会にどういったタイミングで伝えるかということもありますし、それから二つ目のお尋ねである概要の公表ですね。恐らくですけど、概要の公表に対して、事業者が規制庁への相談であるとか、報告を求めるといことはしないと思います。これはやはり、飽くまで概要を報告するかどうかは、事業者が判断すべきことだと思います。規制庁にお伺いを立てないと判断できないような事業者では困るというふうに思っています。

○記者 ただ、公表した後に、公表した内容について何か問題が出てくるみたいな。つまり、公表し過ぎたとかというようなことが起きた場合は、事業者の責任ということなのではないでしょうか。

○更田委員長 公表し過ぎて、それは事業者が行うことですから、事業者の責任ですよ。

ただ、一般に事業者が公表し過ぎる心配というのはあんまりなくて、むしろ本当に何言っているのか分からない公表になるほうが考えておくべき事態だと思います。

○記者 飽くまで仮定の話で、今回の件で言うと、今出ているぐらいのことは出してもよかったですんじゃないかということが。

○更田委員長 結果論としてそうは思いますね。妙に、先ほど訳が分からないと言ったのは、公表の仕方を誤るといらぬ臆測を呼んでしまって、かえってややこしいことにもなるでしょうから。ただ、これは事業者ならずといえども、大変難しい問題だと思います。事案ごとに判断するしかないと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。